

報 告 書

令和5年2月20日

座間市議会議長

荻原健司 殿

自民党・いさま

内藤幸男

次のとおり報告します。

- 1 視察日時 令和5年1月19日（木）
- 2 視 察 先 東京都世田谷区
- 3 視察項目 世田谷区児童相談所について
- 4 概 要 別紙のとおり

令和5年2月14日

座間市議会議長

荻原健司 殿

自民党・いさま

内藤幸男

視察所感 世田谷区児童相談所について

私が所属させていただいている、「関東若手議員の会」の児童虐待防止プロジェクトチームの視察で1月19日に世田谷区児童相談所へお伺いさせていただきました。

世田谷区児童相談所は、令和2年4月に東京23区の特別区で初めて開設した児童相談所です。児童相談所内の業務分担や、子ども家庭支援センターと児童相談所の協働による支援体制の構築により、気軽な相談から虐待等の早期発見・早期対応まで、切れ目のない児童相談行政を目指しているということでした。

視察では、特別区の中で先行して児童相談所を設置した経緯、都が運営する児童相談所との違い、地域連携や近年の相談内容の特徴などをご教授いただき、施設の見学をさせていただきました。

児童虐待の相談・通告件数は30年連続で増加をしており、全国的な社会問題となっています。また、虐待により、幼い命が奪われる痛ましい事件が連日報道され、後を絶ちません。

児童虐待は、「親または養育者から身体的・精神的・性的に危害を加えられたり、適切な保護を与えられなかったりすること」です。

虐待は、時にエスカレートし、子どもの命を奪う事にもなりかねない重大な人権侵害です。身体にダメージを与えるだけでなく、心身の発達や人格形成にも影響を与えます。

大人になってからも生きづらさを抱えたり、人間関係の形成に支障をきたしたり、子育て場面では、自らの虐待体験を再現し、繰り返してしまう場合がある等、将来にわたって深刻な影響を及ぼすといわれています。

このような問題を解決するために児童相談所に求められる役割も大変重要です。座間市の場合は、単独での施設は無く、県が管理する厚木児童相談所が担当機関となるため、より連携が必要になります。子どもを育てる責任世代の議員として、今回学んだことを糧にしていきたいと思えます。